

第134回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日 平成28年5月9日(月)
招集場所 米子市役所 401会議室
開 会 午後1時30分
出席委員 1番 佐々木 知俊委員 2番 田口 正廣委員 3番 高橋 敦美委員 4番 田邊 雄一委員
5番 遠藤 泰三委員 6番 安田 浩史委員 7番 生田 英夫委員 8番 大縄 敬次委員
9番 仲本 悟委員 10番 伊塚 定弘委員 12番 大東 清彦委員 13番 林原 成子委員
14番 森田 正敏委員 15番 中本 公平委員 17番 松林 貢委員(部会長)
欠 席 11番 泉 新一委員 16番 足立 寛隆委員
事務局 高西会長 池口事務局長 宅和係長 山本主幹 長谷川主任
日 程 1 農地法各条申請地現地調査
2 部会長あいさつ
3 議事録署名委員の指名
4 議事
(1) 農地法各条申請審議等
ア 第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
イ 第7号 買受適格証明願いに対する意見具申について
ウ 第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
エ 第9号 米子市農用地利用集積計画の決定について
オ 第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時38分

議長（松林委員）

そうしますと、第134回の農地部会を開催したいと思います。

はじめに、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号4番の田邊さんと議席番号5番の遠藤さんをお願いしたいと思います。本日の欠席は、足立委員と泉委員さんです。

それでは審議に入ります。初めに3ページ議案第6号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ番号3の尾高について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主幹）

失礼します。番号3の尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、兄弟になる共有者の持分5分の1ずつの農地を譲受人が贈与により取得しようとするものです。残りの共有者の持分5分の1はお亡くなりになったため、後ほど譲受人が相続登記の手

続きをする予定と聞いております。取得後の経営面積は343aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします
議長（松林委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

15番（中本委員）

共有者5人ですが、3人のそれぞれの持分5分の1の農地を譲受人に贈与しようとするものです。残りの共有者の持分5分の1は死亡しているため、後ほど譲受人が相続手続きをするそうです。許可要件については特に問題ないと思われまのでよろしくお願いたします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局と地元委員さんからのご説明いただきました。これにつきましてご意見等ございませんでしょうか。

高西会長

5人って言うのはどういうこと。

事務局（山本主幹）

登記簿上、5分の1ずつになっています。亡くなった人の分は、審議が終ってから相続の登記をします。

高西会長

お母さんの分を相続だな。ようわかった。これから、よくわかるようにしとけ。

事務局（山本主幹）

わかりました。

15番（中本委員）

お父さんが亡くなられたときに妻と4人の子がおられて、これで5人です。今回、本人を除く3名が贈与するというごさいまして、残りの5分の1の母親は亡くなっておられます。後日、今度は相続手続きを行うということで申請が出ております。

議長（松林委員）

他にご意見等ございませんでしょうか。ないようでごさいまので採決をしたいと思ひます、異議のない方は挙手でお願いたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号4の淀江町佐陀について事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主幹）

失礼します。番号4の淀江町佐陀について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、申請地の小作人である譲受人が譲渡人の要望も有り、売買で農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は97aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松林委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしておりますので、委員さんのほうから何かご報告がありましたらお願いします。

13番（林原委員）

小作人である譲受人が売買により農地237㎡を取得しようとするものです。この農地を譲受人が長い間耕作していましたが、譲渡人に「土地を返す」と言ったら、「わしもいらんけんあげる」との話から、このような案件になっています。特に問題も無いです。地元の山田委員も問題ないとおっしゃっておられました。ご審議よろしく願いいたします。

議長（松林委員）

今、事務局と地元委員さんの方からご説明いただきました。何かご質問等ございませんでしょうか。

高西会長

これは、永久小作だったのか。

事務局（長谷川主任）

ずっと作ってこられたそうです。

高西会長

1部の○さんか。

事務局（長谷川主任）

そうです。

高西会長

わかりました。えらい安いけん。

議長（松林委員）

他に質問はございませんでしょうか。

無いようなので採決したいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。全員挙手ということで決定いたします。

議長（松林委員）

続きまして、5ページ議案第7号に入ります。

買受適格証明願に対する意見具申について、下記証明願について、農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長連名通知、平成28年3月30日付け、27経営第3195号・27農振第2146号により、買受適格を有する旨を意見具申するとともに、買受適格証明書の交付を受けた者が買受人となった場合には、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ、番号1の淀江町西原について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（長谷川主任）

失礼します。本件の説明の際に、買受適格証明という手続き自体めったに出ないですので、あらかじめ手続きの流れについて説明したいと思います。机の上に農地の競売手続きの流れという一枚もので置いておりますのでご覧になってください。

不動産が競売にかかる際には、裁判所ないし市町村でこういう案件がありますという公告がされます。農地については別なルートをとることから農地である旨を記載したうえで公告がされます。

農地の競売に参加する場合は、買受適格証明願を各農業委員会に提出することになります。添付書類は、農地として利用する場合は3条許可の添付書類と同じく、転用目的であれば転用許可申請と同様のものを付けていただきます。

今回、買受適格証明に対する意見具申ですが、農地として利用する場合は、3条許可の要件を満たしていれば農業委員会で証明書を発行することになります。転用目的であれば許可相当という意見を付して県に進達し、県が証明書を発行することになります。入札参加希望者は、買受適格証明書を添えて入札参加申込をすることになりますので、入札参加申込期間までに証明書を発行できるかどうかのスケジュールを確認したうえで、農業委員会では相談を受けております。

本件については、今年の6月中旬から下旬にかけて入札が行われますが、そのため今月の申請案件ということで取り扱っております。

入札参加後、最高価格で入札された方が落札者となります。その後、落札者から3条あるいは5条の許可申請が提出されますが、当然に

今回審議いただく内容と同じ申請が出ますので、あらかじめ今回の審議で転用の申請内容が許可相当かどうか、また落札後許可申請が出た場合には、特にその後の部会にかけることもなく、県に許可相当という意見を付して進達してよいかということを含めてご審議いただきたいと思います。

それでは、本件について説明いたします。

本件は、米子市税の滞納により公売が行われる農地について、入札参加資格を得るために買受適格証明書の交付を求めているものです。詳細は議案及び別紙のとおりです。現況は国道9号線、アパート、民家にほとんど囲まれている畑で、公簿上の面積は234㎡です。申請者は、周辺に新しい団地やアパートなどが存在すること、また、近隣のコインランドリーがAコープ淀江の隣にある1店舗のみで、一定の収益が見込まれるため、コインランドリー店の建築を計画したものです。汚水は公共下水道に、雨水は農業用水路に流すことについては、実行組合長の同意を得ております。また、土地改良区の受益地でないことも確認しております。申請地は宅地化の状況が住宅、公共施設の連たんしている区域に近接する区域内の農地で、その規模が10ha未満であるため2種農地に該当すると思われます。また、淀江町は非線引き都市計画区域であるため、3,000㎡以内の本件は開発許可不要です。

なお、本件は入札参加者が落札した場合、農地法第5条の許可申請書の提出が必要ですが、その際には許可相当との意見を付して、県に進達してよいかもこの場でご審議お願いします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局から説明がありましたが、6月中にこの方以外の申請が出る可能性がまだありますね。

事務局（長谷川主任）

買受適格証明の発行手順でも説明しましたが、今日の部会が終った後、この案件を県に進達します。その後、県で検討して証明書を発行するかどうかを。

議長（松林委員）

それはわかるけど。

事務局（長谷川主任）

6月の部会後に進達をした案件については、間に合わないのではないかと思います。

すみません、訂正があります。今回、転用が前提での証明願ですが、農地としての利用を目的とした証明は、農業委員会が発行しますの

で、来月の部会でも間に合うこととなります。3条で公売に参加したいという場合は間に合います。

議長（松林委員）

今月と6月と両方で証明を出した場合、落札した方が有効になるのだな。

事務局（長谷川主任）

おっしゃるとおりです。

4番（田邊委員）

取った方が優先だな。証明書を出すには何か資格がいるの。出すに当たっての条件というのは。

事務局（長谷川主任）

申請内容が許可相当と認められるかどうかです。適格証明書が出るということは、許可できる内容で申請があったものということになります。本日審議をしていただき、落札後、許可申請が出れば許可相当として県に進達することになります。許可の見込みが無ければ、許可の見込み無しとの意見を添えて県に進達することになります。

高西会長

3条での取得なら資格があるかどうか分かるが、5条なら農家じゃなくてもいいわな。5条は落札後お金があつて計画どおり払えるかどうかだと思うので。5条では必要ないと思うんだが。

それからコインランドリーでは排水の問題が出てくるんだけど、あそこに何するならここにこうするとか出てこないけんと思うんだけど。

事務局（長谷川主任）

今、申し上げましたが。汚水は下水道に接続するとお話ししました。

高西会長

あの、汚水は下水道に流していいわけか。業務用のコインランドリーの排水を。

事務局（長谷川主任）

9号線沿いの店舗は全て接続しております。

高西会長

わかるとる、そんなことは。わしが言いたいのは、業務用のコインランドリーの排水を公共下水に流させても良いかということだ。非

常に難しいので、ランドリーの排水は。家庭の生活雑排水とは違うだもん。

9番（仲本委員）

コインランドリーは、一般家庭用の普通の洗剤を自分で入れてやるんで。

高西会長

それで問題ないわけか。

9番（仲本委員）

ないと思いますけどね。

高西会長

尾高にコンビニがあって、後からコインランドリーってことで色々あって、最終的には色々あって、改良区もいいわということになったんだけど。それはよう調べとけよ。

事務局（長谷川主任）

はい。確認しておきます。

議長（松林委員）

他にご意見ないでしょうか。

高西会長

それともう一つは、申請には図面は添付せでもいいわけか。

事務局（長谷川主任）

いえ、申請書一式添付していただいております。図面も含めて。

高西会長

それなら平面図くらい付けとけや。

事務局（長谷川主任）

はい、かしこまりました。

高西会長

全部付けるとは言わんけども、せめて平面図くらいは付けて、駐車場はどうとるのか、排水はどうするのか、雨水はどこからどんな具合にするとわかるようにせないけん。

事務局（長谷川主任）

はい、かしこまりました。気を付けます。

高西会長

多分、今出てきた人が落札するだろうけん、今度出てきたときにはきちんとしておかないけんて。

事務局（長谷川主任）

はい。

議長（松林委員）

他にございませんか。そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。

全員挙手ということで異議なしと認め、買受適格は適当である旨の意見と証明を受けた者が買受人となって5条許可申請を提出した場合、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、7ページ議案第8号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

8ページ番号6の淀江町佐陀について、地元委員さんからの説明をお願いいたします。

13番（林原委員）

6番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町佐陀の畑で面積は1,737㎡です。申請人は、周囲に利便施設が充実していることから、建売分譲住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、農業用水路への排水同意もあります。申請地は水道管、下水道管が埋設された道路に面しており、500㎡以内に病院が二つ以上あるため、第3種農地に該当すると思われます。

また、淀江町は非線引き都市計画区域であるため、3,000㎡未満の本案については開発許可が不要であることを確認しております。

議長（松林委員）

今、地元委員さんからの説明いただきましたけれども、これにつきましてご質問等がございませんでしょうか。

高西会長

これは、平面図が出てないじゃないか。どんな具合に分譲するとか。

事務局（長谷川主任）

今日、地図と一緒に付けさせてもらいました。

高西会長

雨水は前の新川に流すわけか。

事務局（長谷川主任）

前面の側溝に流します。

高西会長

はい、わかりました。

議長（松林委員）

他にございませんでしょうか。ないようでございますので採決したいと思います。異議のない方は挙手でお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号7の高島について、地元委員さんからの説明をお願いいたします。

4番（田邊委員）

7番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。高島の田で面積は2,396㎡です。申請者は、日吉津村で建設会社をしておりますが、本社の敷地内では資材が抱えきれなくなっております。資材の出しやすい道路に面した申請地に資材置場を計画したものです。土地改良区、実行組合、隣接耕作者の同意もあります。申請地は、他の区分に該当しない農地で農業公共投資の対象になっていない農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。また、資材置場での利用であって開発許可は不要であります。転用については問題ないと思われますのでよろしくご審議お願いします。

議長（松林委員）

今、地元委員さんからの説明いただきましたけれども、これにつきましてご質問等がございませんでしょうか。

高西会長

えらい安いな。

4番（田邊委員）

ですね。もう田として使っていないところですので。誰か買ってごさんかということ。

高西会長

〇は安いけんな。

議長（松林委員）

他にございませんでしょうか。

ないようでございますので採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして番号8の尾高について地元委員さんから説明を求めます。

15番（中本委員）

8番について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、尾高の畑で面積は489㎡です。現地は適切に管理されております。申請者は尾高のアパートで暮らしていますが、結婚することになりアパートから程近い申請地に住宅を計画したものです。隣接耕作者の同意、農業用水路への放流同意もあります。申請地は、住宅や公共施設が連たんしている区域に近接する区域内であり、その規模が10ha未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。伯仙地区は、都市計画区域外で開発許可が不要であります。以上のことから、問題ないかと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんからの説明いただきましたけども、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

ないようでございますので採決をしたいと思います。異議のない方は挙手でお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号9の大崎について、地元委員さんより説明をお願いいたします。

6番（安田委員）

9番の議案について、地元の矢倉委員の代わりに説明します。申請地は、大崎の畑で面積は990㎡です。場所は、内浜産業道路沿いで

大崎神社の手前になります。2月の会議では内科医院の、3月のときはその隣に薬局ということで転用が出ましたが、今回はその隣です。安来の病院で勤務している申請者が、周辺に心療内科がないことから心療内科の建設を計画したものです。隣接耕作者の同意、農業用水路への排水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、他の農地区分に該当しない農地で農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地になるため、第2種農地に該当するものと思われます。市街化調整区域の建築許可につきましては、都市計画法第34条1号に該当することを確認しています。転用については問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長（松林委員）

今、地元委員さんより説明いただきましたけれども、これにつきましてご意見等がございませんでしょうか。

高西会長

これは、病院を建てるって最初、申請がでとるよな。

事務局（長谷川主任）

病院の申請があった後、隣に薬局の申請があり、さらに心療内科を隣に建てたいという申請があつて。

高西会長

これは、図面は出とらんか。

事務局（長谷川主任）

全て、転用案件については出ております。

高西会長

平面図は付けちょかないけんで。

事務局（長谷川主任）

では、来月以降は平面図を。

高西会長

いつも県で問題になるのは、排水をどうするのかということで、下水は公共下水であつたり、なければ合併浄化槽とか、どんなふうにするのか。ただ、地元の改良区、実行組合から同意をもらっちょうけんだなしとにきちんとよくわかるように。

事務局（長谷川主任）

はい、来月以降はそのようにさせていただきます。

議長（松林委員）

それでは、採決したいと思いますので、異議のない方は挙手でお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号10と11の富益について、関連しますので一括審議します。事務局から説明いただきたいと思います。

事務局（長谷川）

地元の足立委員がご欠席ということで代わりに説明させていただきます。10番と11番の議案について説明します。申請地は議案のとおりです。富益町の畑で面積は10番が440㎡、11番が458㎡です。10番は地権者の娘夫婦です。現在、市内のアパートで生活しておられますがこの度、申請地に住宅の新築を計画したものです。11番は地権者の息子夫婦です。現在、実家で生活していますが、子どもさんも大きくなり、手狭になったこともあって、申請地に住宅の新築を計画したものです。娘夫婦、息子夫婦は、家を実家近くに建てて畑仕事を手伝いながら生活していきたいとのことです。

土地改良区の同意、農業用水路への放流同意もあります。申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地に該当すると思われませんが、集落に接続しての住宅建築であり、市街化区域の開発許可についても、都市計画法第34条第12号に該当する見込みです。転用について問題はないと地元委員からも伺っております。ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局よりご説明いただきましたけれども、これにつきまして何かご質問等がございませんでしょうか。

ないようでございますので、採決いたします。異議のない方は、挙手でお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号12の河崎について、地元委員さんからの説明をお願いします。

8番（大縄委員）

番号12について説明します。申請地は議案のとおりです。河崎の畑で面積は377㎡です。申請人は、市内のアパートで生活していますが、手狭になったこともあり、河崎の実家に近い申請地に住宅の建築を計画したものです。河崎保育園の隣です。隣接耕作者の同意、農業用水路への排水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、300m以内にJR河崎口駅があるため第3種農地に該当すると思わ

れます。市街化調整区域の開発許可についても、都市計画法第34条第12号に該当します。転用については問題ないと思われまのでよろしくお願ひします。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、これについてご質問等はございせんか。

ないようですので、採決したいと思ひます。異議の無い方は挙手でお願ひします。全員挙手と認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号13の佐陀について地元委員さんからの説明をお願ひします。

13番（林原委員）

13番の議案について説明します。申請地は議案のとおりです。申請地は、淀江町佐陀の畑で面積は400㎡です。申請人は、家族で市内のアパートで暮らしていますが、子どもが増えて手狭になってきたため、実家すぐ後ろの祖父の持つ申請地に、住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、農業用水路への排水の同意もあります。申請地は、水道管と下水道管に埋設された道路沿いにあり、500m以内に2つ以上の病院があるため、第3種農地に該当するものと思われま。淀江町は非線引き都市計画区域であるため、3,000㎡未満の本件は開発許可が不要です。転用許可については問題ないと思われま。よろしくお願ひします。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見等はございせんか。

ないようでございしますので採決したいと思ひます。異議の無い方は挙手でお願ひします。全員挙手と認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号14の淀江町西原について地元委員さんからの説明をお願ひします。

7番（生田委員）

14番の議案について説明します。バスの中で、場所の方は説明がありました。申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町西原の畑で面積は847㎡です。申請人は、淀江町西原で製材業を営んでいますが、木材製品を乾燥させるスペースが不足しており、申請地に乾燥施設の整備を計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、水道管と下水道管に埋設された道路沿いにあり、500m以内に2つ以上の病院があるため、第3種農地に該当するものと思われま。淀江町は、非線引き都市計画区域であるため、

3,000㎡未満の本件は開発許可が不要です。転用許可については問題ないと思われます。よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見等はございませんか。

ないようでございますので採決したいと思います。異議の無い方は挙手をお願いします。全員挙手と認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号15の淀江町佐陀について地元委員さんからの説明をお願いします。

13番（林原委員）

15番の議案について説明します。少しだけ車の中から現場を見ていただきましたけど、申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町佐陀の畑で面積は637㎡です。申請者は、申請地が将来的に多くの市民の居住が期待されると考え、建売分譲住宅の建築を計画したものです。農業用水路への排水の同意もあります。申請地は、水道管と下水道管に埋設された道路沿いにあり、500m以内に2つ以上の病院があるため、第3種農地に該当するものと思われます。淀江町は、非線引き都市計画区域であり、3,000㎡未満の本件は開発許可が不要です。転用許可については問題ないと思われます。よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見等はございませんか。

高西会長

ちょっと聞いてみるけど、637㎡のうち169㎡でしょ。これは、3軒分の面積か。

事務局（長谷川主任）

3軒分でこの面積です。

高西会長

小さいようだが。

事務局（長谷川主任）

これは、延べ床では無くて建築面積です。おおよそ1階の述べ床面積くらいです。だいたい50から60ぐらいが。

議長（松林委員）

他に意見がございませんか。ないようですので採決したいと思います。異議の無い方は挙手をお願いします。全員挙手と認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、10ページ議案第9号をお願いいたします。米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。今月は、利用権設定が69件、所有権移転が1件ございます。

それでは、利用権設定各筆明細について、13ページ番号5-1について審議いたします。審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条第2項に基づき、この案件の当事者である大縄委員の退席を求めます。

（大縄委員退席）

そういたしますと、番号5-1について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

13ページ番号5-1は再設定です。設定後の経営面積は334aとなります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局からの説明いただきました。これについてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定いたします。大縄委員の着席を求めます。

（大縄委員着席）

続きまして、番号5-2から17ページ番号5-22までを一括して審議いたします。事務局説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼いたします。

番号5-2は、再設定です。設定後の経営面積は169aとなります。

番号5-3は、農業廃止による貸付です。設定後の経営面積は181aとなります。

番号5-4は、借人の要望による貸付です。設定後の経営面積は546aとなります。

14ページ番号5-5は、再設定です。設定後の経営面積は229aとなります。

番号5-6は、借受人の要望による貸付です。設定後の経営面積は27aとなります。営農計画書がでておりますので、10aから貸付可能です。

番号5-7は、再設定です。設定後の経営面積は1,437aとなります。

番号5-8から番号5-9は、再設定です。設定後の経営面積は58aとなります。

15ページ番号5-10から番号5-12は、再設定です。設定後の経営面積は258aとなります。

番号5-13から16ページ番号5-15までは、借人の要望による貸付です。設定後の経営面積は281aとなります。

番号5-16は、借人の要望による貸付です。設定後の経営面積は356aとなります。

番号5-17は、再設定です。設定後の経営面積は250aとなります。

番号5-18は、借受人の要望による貸付です。設定後の経営面積は108aとなります。現況は林の状態ですが、市の耕作放棄地補助金を受け農地として再生利用する予定となっております。

17ページ5-19は、借人の希望による貸付です。設定後の経営面積は66aとなります。

番号5-20は、再設定です。設定後の経営面積は204aとなります。

番号5-21は、世帯内での貸し借りです。設定後の経営面積は138aとなります。

番号5-22は、再設定です。経営面積は267aとなります。

以上、番号5-2から番号5-22までは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局から説明いただきました。これにつきましてご意見、ご質問等があればお願いいたします。

ないようですので決定したいと思いますので、異議のない方は挙手でお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定いたします。

続きまして、19ページ利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について、番号5-1から30ページ番号5-47までを一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

19ページ番号5-1及び番号5-2は、相対の契約から中間管理事業への付け替えようとするものです。

番号5-3及び番号5-4は、地権者の意向による貸付です。

番号5-5は、相対での契約からの付け替えです。

20ページ番号5-6から番号5-9は、地権者の意向による貸付です。

番号5-10は、相対の契約からの付け替えです。

番号5-11は、地権者の意向による貸付です。

21ページ番号5-12から番号5-13は、相対の契約からの付け替えです。

番号5-14から番号5-15は、地権者の意向による貸付です。

22ページ番号5-16は、上新印が相対の契約からの付け替えです。それ以外は地権者の意向による貸付です。

番号5-17から番号5-18までは、相対の契約からの付け替えです。

番号5-19から23ページ番号5-22までは、地権者の意向による貸付です。

24ページ番号5-23は、上から4筆目までが相対の契約からの付け替えです。上から5筆目から8筆目までは、地権者の意向による貸付です。

番号5-24から30ページ番号5-47までは、地権者の意向による貸付です。

以上でございます。また、今月の中間管理権を取得しようとする農地は全て借受予定者がおられます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局から説明いただきました。これにつきましてご意見、ご質問等があればお願いいたします。

それでは採決したいと思います。異議のない方は挙手でお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、32ページ所有権移転各筆明細について、番号5-1を審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

32ページ番号5-1は、日下のほ場整備田です。申請者は近隣を耕作する認定農業者です。規模拡大のために取得しようとするものです。取得後の経営面積は716aとなります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局よりご説明いただきました。他にご質問等ございませんでしょうか。

そういたしますとご質問等ございませんようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定いたします。

次に、33ページの議案第10号をお願いいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、別紙、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、34ページ番号1から41ページ番号12について、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

34ページ番号1は、他に耕作しようとする者がいないため配分しようとするものです。配分後の経営面積は500aです。

番号2は、他に耕作しようとする者がいないため配分しようとするものです。配分後の経営面積は223aです。

番号3は、近隣ほ場の耕作者であるため配分しようとするもので、配分後の経営面積は114aです。

番号4は、近隣ほ場の耕作者であるため配分しようとするもので、配分後の経営面積は272aです。

35ページ番号5は、近隣ほ場の耕作者であるため配分しようとするもので、配分後の経営面積は276aです。

番号6は、近隣ほ場の耕作者であるため配分しようとするもので、配分後の経営面積は1,099aです。

番号7は、近隣ほ場の耕作者であるため配分しようとするもので、配分後の経営面積は1,394aです。

番号8は、近隣ほ場の耕作者であるため配分しようとするもので、配分後の経営面積は433aです。

36ページ番号9は、他に耕作しようとする者がいないため配分しようとするものです。配分後の経営面積は7,436aです。

番号10は、他に耕作しようとする者がいないため配分しようとするものです。配分後の経営面積は5,788aです。

37ページの番号11は、他に耕作しようとする者がいないため配分しようとするものです。配分後の経営面積は981aです。

37ページから41ページの番号12までは、他に耕作しようとする者がいないため配分しようとするものです。配分後の経営面積は760aです。

番号1から番号12までの選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局よりご説明いただきました。他にご質問等ございませんでしょうか。

そういたしますとご質問等ございませんようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして番号13に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条第2項に基づき、この案件の当事者である中本委員の退席を求めます。

（中本委員退席）

そうしますと番号13について事務局の説明を求めます。

事務局（宅和係長）

41ページ番号13は、他に耕作しようとする者がいないため配分しようとするものです。配分後の経営面積は98aです。

以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局よりご説明いただきました。他にご質問等ございませんでしょうか。

そういたしますとご質問等ございませんようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定といたします。中本委員の着席を求めます。

審議事項は以上でございます。続いて報告事項に移ります。

44ページ(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号41から番号1までの2件を受理しております。

続きまして、45ページから46ページ(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号92から番号5までの6件を受理しております。

続きまして、47ページ(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号86から番号6までの9件を受理しております。

続きまして、49ページから50ページ(4)非農地現況証明について、番号50から番号56までの7件を証明しています。

続きまして、51ページ(5)農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局米子支局からの地目変更登記申請に係る照会に対し、1件を非農地である旨の回答をしております。

続きまして、52ページから53ページ(6)農地転用現況確認書交付について、番号58から番号3までの7件を交付しています。

続きまして、会長に、県農業会議会議員の事務報告をお願いします。

高西会長

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

議長(松林委員)

ないようですので、事務局から連絡事項があればお願いします。

事務局(宅和係長)

(事務報告)

議長(松林委員)

そうしましたら長時間ご審議いただきましたけど、以上を持ちまして、第134回農地部会を終わらせていただきます。ご苦勞様でした。

閉 会 午後4時21分